

社会教育法に基づく特定事務を定める規則を制定する規則案に関する意見決定
の件

社会教育法に基づく特定事務を定める規則を制定するにあたり、社会教育法第8条の2第2項に基づき提示すべき意見について、教育長に対する事務委任等に関する規則第3条第2項の規定により令和3年3月25日に教育長の臨時代理により別紙のように決定したので、西宮市教育委員会に報告する。

令和3年4月14日提出

西宮市教育委員会
教育長 重松 司郎

(別 紙)

社会教育法に基づく特定事務を定める規則を制定する規則案に関する意見

社会教育法に基づく特定事務を定める規則の制定については、異議ありません。

令和3年3月25日

西宮市教育委員会



(公印省略)
西生学企発第26号
令和3年3月24日
(2021年)

西宮市教育委員会 様

西宮市長
石井 登志郎

「社会教育法に基づく特定事務を定める規則」案に対する意見照会について

社会教育法（昭和24年6月10日法律第207号）第8条の2第1項の規定に基づき、社会教育の政治的中立性、継続性・安定性の確保、並びに学校教育との連携を図るため、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年6月30日法律第162号）第23条第1項第1号に掲げる事務のうち、教育委員会の所管に属する学校、社会教育施設その他の施設における教育活動と密接な関連を有するものを定める規則として、「社会教育法に基づく特定事務を定める規則」を制定する予定です。

つきましては、社会教育法第8条の2第2項に基づき、教育委員会のご意見を伺います。

以上

社会教育法に基づく特定事務を定める規則

(趣旨)

第1条 この規則は、社会教育法(昭和24年法律第207号。以下「法」という。)第8条の2第1項の規定に基づき、法第5条第3項に規定する特定事務(以下「特定事務」という。)のうち、教育委員会の所管に属する学校、社会教育施設その他の施設における教育活動(以下「教育活動」という。)と密接な関連を有するものを定めるものとする。

(対象事務)

第2条 法第8条の2第1項に規定する規則で定める特定事務は、次に掲げる事務とする。

- (1) 西宮市教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例(平成25年西宮市条例第18号)第1号に規定する特定社会教育機関(以下「特定社会教育機関」という。)の設置及び廃止に関する事務
- (2) 特定社会教育機関の管理に関する事務(地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第21条第7号から第9号まで及び第12号に掲げる事務のうち、特定社会教育機関のみに係るものを含む。)のうち、教育活動の実施に著しい支障が生ずるおそれがあるもの

付 則

この規則は、令和3年4月1日から施行する。